次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和７年４月１日
国立研究開発法人日本医療研究開発機構

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和７年４月１日から令和９年３月 31 日までの２年間

2. 内容

目標１：
育児休業等の制度についての資料を作成し、職員に配布、あるいは掲示し、制度の周知を図る。
＜対策＞

- 令和 7 年 7 月～12 月 制度の理解に関する職員へのアンケート調査を行い、どのような資料が必要であるか検討し、資料の原案を作成する。
- 令和８年１月～ 制度に関する資料の作成・配布・掲示、職員研修などによる全職員への周知を図る。計画期間中に職員の理解度を測定するアンケート調査を行い、次期行動計画の策定に向けてほかにどのようなニーズがあるかも合わせて調査する。

目標２：
全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10 日以上とする。
＜対策＞

- 令和７年４月～12 月 年次有給休暇の取得状況、年次推移を把握し、管理職員に報告する。
- 令和７年 12 月～計画的な取得に向けた管理職説明会を行う。以後１年度１回行う。
- 令和８年３月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
  （組織目標の策定と同時に行うものとする。）
- 令和８年４月～ 機構内休暇取得キャンペーンを行う。